

徳島県議会規程第一号

徳島県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年三月二十四日

徳島県議会議長 井 川 龍 二

徳島県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程

徳島県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程（令和五年徳島県議会規程

第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第十六号中「第十二条第三項の被保険者証の番号及び保険者番号」を「第二百一条の二第一項に規定する被保険者番号等」に改める。

附 則

この規程は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三十一号）附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日から施行する。